

地方整備局等建設業担当部長 殿
都道府県主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は
主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合や主任技術者については、健康保険被保険者証等により確認を行っているところである。

官公需適格組合（以下、「組合」という。）の組合員から組合への在籍出向者たる監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及び確認方法等については、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号）により定め、運用を行ってきたところである。

今般、当該通知を廃止し、下記のとおり定めたので通知する。なお、本通知は監理技術者等の取扱い等について定めるものであり、従来からの官公需適格組合の施工方式等を変更するものではない。

本通知による事務取扱いは、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

記

1. 直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとして取り扱う場合

組合及び当該組合の組合員のうち次に掲げる（1）の要件に適合するものについて、組合が元請として受注した工事において、組合員から組合への在籍出向者（以下単に「在籍出向者」という。）を監理技術者等として配置し、（2）の要件に基づき施工を行う場合は、当該組合と当該在籍出向者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

（1）組合及び組合員の要件

1) 組合が次のいずれにも該当すること。

① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項の建設業者（以下単に「建設業者」という。）であること。

② 官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領（61 企庁第 834 号）による官公需適格組合の証明を受けた者であること。

2) 組合員が次のいずれにも該当すること。

- ①建設業者であること。
- ②建設業法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていないこと。
- ③主たる営業所の所在地(以下、「所在地」という。)が組合の所在地と同一都道府県内にあること。

(2)施工時の要件

施工方法が共同施工方式(各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式)であり、組合が組合員(組合への在籍出向を行わない組合員を含む)と当該工事について下請契約を締結していないこと。なお、当該組合に属さない建設業者と下請契約を締結することは差し支えない。

2. 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の方法

1. の取扱いを受ける監理技術者等を配置する工事について、その配置の適正性を確認する必要がある場合は、それぞれ次に掲げる事項を、次に掲げる書類等により確認するものとする。

(1)監理技術者等の雇用関係について

①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等と出向元の組合員との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

②確認書類等

監理技術者資格者証、健康保険被保険者証等

(2)監理技術者等の出向先の組合について

①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等の出向先の組合が、官公需適格組合の証明を受けた建設業者でありかつ出向元をその組合員の一つとするものであること。

②確認書類等

組合の建設業の許可の通知書及び中小企業庁により認可を受けた官公需適格組合の証明書並びに官公需適格組合員一覧

(3)監理技術者等の出向元の組合員について

①確認事項

所在地が組合の所在地と同一都道府県内にある建設業者であり、経営事項審査を受けていないこと。

②確認書類等

組合員の建設業の許可の通知書、経営事項審査結果の公表の許可番号検索((一財)建設業情報管理センターのホームページ)等

(4)施工方式について

①確認事項

在籍出向者を監理技術者等として配置する建設工事の下請負人に当該組合の組合員(組合への在籍出向を行わない組合員を含む)が含まれていないこと。

②確認書類等

施工体制台帳(施工体制台帳による確認ができない場合は、下請契約書等の書類)